

(仮訳)

プレスリリース

2009 年 9 月 17 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会がクロスボーダー銀行破綻処理の 枠組みを強化するための勧告を公表

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は本日、市中協議文書として、「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書及び勧告」を公表した。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「勧告は、システミック・リスクを削減し、too-big-to-fail（大き過ぎてつぶせない）の問題に対処するため、国境を越えて活動する銀行のより秩序立った破綻処理を促進するものである」と述べた。

危機の教訓及び一連のケース・スタディに基づき、国境を越えて活動する破綻金融機関の破綻処理を改善するため、報告書は 10 の勧告を提示している。勧告は、以下の 3 つのカテゴリーに分けられる。

- ・ **各国の破綻処理権限の強化及びそのクロスボーダーでの実施。** 当局は十分に早期に介入し、重要な機能の継続を確保するための権限を有する必要がある。
- ・ **金融機関独自の危機管理計画の策定。** 銀行は、主要な母国・現地当局と同様、厳しい金融不安時の頑健性を高め、必要な場合には早期の破綻処理を促すための実践的で信頼できる計画を策定すべきである。この計画は、危機時に必要な情報が入手でき、当局が破綻処理の選択肢を評価するのに役立つものであるべきである。危機の主要な教訓の 1 つは、企業構造が非常に複雑であるために、破綻処理が困難で、コストがかかり、予測可能性がないものになっているということである。

- ・**危機の伝播の抑止**。銀行の破綻による市場への影響を抑制するため、ネットィング契約や担保に関する慣行、清算機関の利用などを通じたリスク削減を強化すべきである。

報告書に対するコメントは、2009年12月31日までに、baselcommittee@bis.org宛に電子メールにより提出されたい。また、バーゼル銀行監督委員会事務局（スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行）宛に郵送することもできる。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。